

# 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

## ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

## ②施設・事業所情報

名称：西尾市立一色東部保育園	種別：保育所	
代表者氏名：小澤 良子	定員（利用人数）：157名（132名）	
所在地：愛知県西尾市一色町野田堤外54番地		
TEL：0563-72-8567		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和29年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：西尾市		
職員数	常勤職員：9名	非常勤職員：14名
専門職員	（園長）1名	（調理員）1名
	（主任）1名	
	（保育士）20名	
施設・設備の概要	（居室数）8室	（設備等）医務室・遊戯室
		調理室・園庭・プール

## ③理念・基本方針

### ★理念

保育所保育指針の趣旨を理解し、乳幼児期が安定した情緒の下で、その時期にふさわしい生活の展開ができる環境を整え、生涯にわたる人間形成の基礎、社会変化に対応できる力の基礎を培うために、心身ともにたくましく健やかな子どもの育成に努める。

### ★基本方針

- ・職員一人一人が専門性の向上に努め、保育について共通理解を図り、発達段階に応じた保育をする。
- ・健康で安全な保育を基本とし、一人一人の個性を大切に愛情豊かな保育をする。
- ・地域の実態を把握し、信頼関係を築きながら保護者支援に努める。
- ・異年齢の関わりを意識しながら、思いやりの心を育むように努める。
- ・津波対策を意識した体力づくりと防災意識の啓発に努める。
- ・地域の人々との交流を大切にし、地域の人々に親しみを感じながら自分たちの住んでいる地域に親しみや関心を持てるようにする。
- ・一色東部小学校との連携・交流を意識し、滑らかな小学校への移行を図る。

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

◎地元で定住している家族が多く、周りには田畑もあり、静かな環境です。養鰻も盛んで養鰻ハウスが園周辺に多くあります。のどかで、静かな環境の中で、一人一人を大切にしたい保育を行い、子ども達が様々な経験を通して、発見や感動をしたりしながら、思いやりの心を育むことを大切にしています。そして生きる力の基礎を身につけられることを目標として保育に取り組んでいます。

##### (1) 保育環境の充実

子どもたちが好きな遊びを十分楽しめるよう環境を整え、遊びを通して生きる力の基礎を培っていきます。

##### (2) 子育て支援

未就園の親子を対象に、触れ合い遊び等を計画していきます。今年度は、コロナウイルス感染症防止に配慮し、園庭開放は状況に応じて実施していきます。保育士と一緒に遊んだり、親子で安心して遊べる環境を作り、子育てについての悩みや楽しさ等を受け止め信頼関係を築いていきます。

##### (3) 安全・災害対策

年長児が、交通安全キャンペーンを行い、保護者に交通安全の啓発をしていきます。また、津波避難訓練(小学校3階に避難)を行い、いざという時に備えています。

##### (4) 地域交流

いちご狩りや、うなぎとの触れ合い、地域の方と一緒にもちつきや門松作りを行っていきます。

##### (5) コロナウイルス感染症対策

健康チェックカードを使って、子ども達の健康状態を管理しています。また、手洗いを徹底したり、行事や日々の保育の見直しをしていきます。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2年 6月30日(契約日) ~ 令和 3年 6月 2日(評価決定日)  【令和 3年 2月 8日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	2 回 (平成28年度)

#### ⑥総評

##### ◇特に評価の高い点

###### ◆「保育の質の向上」に向けての取組み

毎年、園独自に「自己評価シート」を用いて業務や保育の振り返りを定期的に行っている。園長や主査の指導を得て、職員一人ひとりが自己の改善点を見つけ出し、個人の知識や技術を向上させて、園全体での「保育の質の向上」に繋げている。

###### ◆地域資源による子どもの育成

地域交流事業に関する詳細な年間計画を策定している。子どもたちの就学先となる小学校や公共機関(警察署、消防署等)、地元の事業者(養鰻業者)、高齢者施設、地域住民、地域ボランティアなどの協力を得て、様々な年齢層と交流し、「地域が子どもを育てる」保育環境が作られている。

###### ◆利用者本位の福祉サービスの提供

定期的に、また必要に合わせて随時に、園内で各マニュアルの読み合わせをする機会を持っている。その中で、「子ども本位の保育になっているか否か」を検証し、園内で必要なことや改善できることを明確化して実践している。

◇改善を求められる点

◆事業計画の策定

中・長期計画や単年度の計画は、現在は認識している問題点や課題を「本来あるべき姿」に近づけるための計画である。中・長期計画には到達点となる「あるべき姿（園長の思い）」、単年度の計画では具体的な活動並びに活動評価の基準を明確にして作成することが望まれる。

◆保護者からの意見や相談への対応

行事後実施している保護者アンケートに留まらず、平等にアンケートに応える機会を検討し、保護者のニーズを広く把握出来るような情報収集を期待したい。活用が図られていない意見箱に関しても、有効活用のための方策を講じられたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受けるにあたり、職員会で話し合い、本園の保育の現状を知る事ができました。各自が問題意識を持ち、意見を出し合い、改善しながら取り組めた事で、保育の振り返りにも繋がっています。改善を求められた点については、今後さらに検討し、保育の質やサービスの向上に努めていきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<コメント> 市の保育理念を基に、園独自で保育理念・方針を策定している。現園長は初年度であり、前園長の策定した保育理念・方針を踏襲し、保育目標などより具体的な活動項目を加えて園内に掲示、職員が常に認識でき日々の保育実践に反映できるように取り組んでいる。着任2年目となる次年度、園長は自らの保育に対する「思い」を盛り込みたいと考えている。			

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① a ・ b ・ c
<コメント> 市の保育事業については、毎月開催される市内公立園の園長会や、民間園や幼稚園も含めた施設長会に出席して情報収集・意見交換を行っている。西尾市の保育事業活動に関しては、市から情報提供を受けるだけでなく、未就園の子ども数は緩やかな減少傾向にあることなど、園庭開放や一時保育の利用者情報を基に提供している。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ② b ・ c
<コメント> コロナ禍によって、保護者参加行事が中止・縮小されている。そのため、保護者への情報発信を課題の一つとして捉え、写真の活用などで対応している。また、勤務シフトが多様化していることから、職員の情報共有・伝達なども現状の課題として捉え、昼礼や夕礼を活用して情報共有に努めている。課題を文書化し、中・長期計画や単年度事業計画に反映させることが望まれる。			

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① b ・ c
<コメント> 園独自に人材育成・地域交流・子育て支援事業・地域防災など、カテゴリーに分けて平成30年度から3ヶ年計画が策定されている。中・長期計画は各カテゴリーにおける現状の課題を認識し、「本来あるべき姿」や「思い」を到達点として中・長期的な活動に繋げることが重要となる。中・長期計画では数値目標に拘らず、「本来あるべき姿」や「思い」を明確にしておくことが望まれる。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ② b ・ c
<コメント> 中・長期計画を基に、数値目標を設定した単年度の事業計画が策定されている。事業活動は園長・主査だけでなく、園に関わる全ての職員の参画が必要となる。誰がどの活動に関わるのかなどを明確にすることで職員の協力も得られ、園全体の活動に繋がっていく。活動評価をするためにも、数値目標だけでなく、いつ・誰が・何をするのかなど、具体的な計画が望まれる。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 前年度の事業計画は年度末の職員会議などを利用して評価・反省し、次年度の事業計画に反映させている。今年度から、事業計画に沿った活動を写真で記録して事業計画に添付し、活動状況が視覚的にも分かるように工夫している。さらにそれを園内掲示し、より多くの保護者等の外部者にも分かるようにしている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ② ・ c
<コメント> 事業計画を園内に掲示するとともに、園見学も含め入園式や進級式などの保護者参加行事の際に説明し、周知・理解浸透に努めている。事業計画に関しては保護者の関心が薄い傾向にあり、保護者の関心を高める工夫も必要となる。書面だけでなく、写真やイラスト、可能であれば動画なども活用して保護者の関心を高め、理解・浸透を深めていくことが望まれる。		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ① ・ c
<コメント> 「子どもの健やかな心と身体を育てる」、「子どもの主体性を育む」ことが保育の質の向上には必要な要素と認識し、園独自で園内研修も実施している。5年毎に第三者評価を受審し、評価結果を基に改善にも努めているが、その間は園全体の自己評価は実施していない。第三者評価項目を参考に自己評価を行い、保育の質の向上に取り組むことが望まれる。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ② ・ c
<コメント> 5年毎の園の第三者評価結果だけでなく、他園の第三者評価結果を園長会で検討し、全園共通で取り組むべき課題として改善に努めている。評価結果に基づく取り組むべき課題については、優先順位や活動期間なども考慮する必要があるため、必要に応じて中・長期計画や単年度の事業計画に盛り込み、園全体の活動として計画的に取り組むことが望まれる。		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市が作成した「保育所職員のあり方」に園長の役割と責任が明記され、年度初めの職員会議で周知を図っている。園長不在時や有事（災害時）の権限委任手順は各対応マニュアルに明記されている。そのマニュアルの記述は、市内の公立全園が統一様式となっており、「勤務年数の長い順」などの記述となっている。現実的には、主査がその任に当たることが、暗黙の了解として認識されている。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ② ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>関連法令・指針をリスト・ファイル化し、必要に応じてすぐ閲覧できるよう設置しており、職員にも周知している。遵守すべき法令・指針の理解に関しては、常に改訂状況を確認して業務の運用に反映させ、関係する規程やマニュアルを含めて変更・改訂の要否を判断する必要がある。条文や指針の出力に留まらず、改訂状況や概要も分かるように一覧形式での管理が望ましい。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>指導計画や個別指導計画の作成、日々の保育を通じて「子どもの健やかな成長」を促し、「子どもの主体性」を育てることを目指している。援助の仕方や子ども理解について気づいたことを、主査とも協力して適宜、指導・アドバイスしている。園内研修による事例検討や意見交換により職員個々に学ぶ機会を設け、個人に合った指導・アドバイスができるよう取り組んでいる。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事務時間の確保や多様な勤務体制に係る情報共有・伝達方法などに関し、職員意見を聞き取っている。フリー保育士や時短保育士を活用して事務時間を確保し、年齢別の小グループ構成でグループ内・グループ間の情報共有・伝達がスムーズにできるように職場環境の見直しを行っている。働き方の多様化はあるが、職員の協力も得て「働きやすい職場環境づくり」に努めている。</p>			

### Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の人員計画に基づき職員の就労希望を確認し、市の運営懇談会で園の要望を伝えて人材確保を行っている。園では市から配付される職員募集のポスターを掲示し、潜在保育士の発掘に努めている。現状、早期に離職を希望している職員はおらず、引き続き「働きやすい職場づくり」を推進して、安定した雇用の継続を目指している。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の人事基準による評価制度が定められ、職員としての責務は「保育所職員のあり方」や「期待する職員像」に明記され、職員会議などを通じて周知が図られている。会計年度任用職員も含め職員は「能力取り組みシート」に目標を設定し、年2～3回の面談を実施して目標にチャレンジしている。面談では、目標の進捗確認や達成度の評価を行い、総合的な人事管理の仕組みとなっている。</p>			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>有給休暇や時間外労働、疾病状況等、職員の就業状況を把握し、計画的に有給休暇が取得できるように努めている。定期健康診断の他、メンタルヘルスチェックを実施し、職員の心身の健康確保を図っている。日々の就労状況や面談から職員個々の事務量や事務内容を把握し、職員の協力を得ながら業務分担を再検討する等、働きやすい職場環境の整備に取り組んでいくことが望まれる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>人事評価制度の「成果評価シート」を利用して個々に目標設定し、人材育成に繋がる仕組みとなっている。園独自でも「自己評価シート」を導入し、保育の振り返りを行っている。「自己評価シート」の評価基準は4段階であるが、「できている」など、抽象的な表現となっていて、評価も曖昧にならざるを得ない。「指導出来るレベル」など、具体的な評価基準に改善することが望まれる。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の年間研修計画に基づいて教育・研修に参加し、技術水準や専門性向上に向けた園外研修へも積極的な参加を促している。救急救命や衛生管理、アレルギー対応など、園外研修の受講者が講師となって園内研修を実施し、園全体での知識や技術習得に取り組んでいる。市主催の研修については、研修報告や研修希望調査を踏まえ、園長会で評価・検証して次年度の研修に反映させている。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の年間研修計画に基づいて教育・研修が実施されているほか、職員個々の成長や課題解決に繋がる園外セミナーや研修の開催情報を展開し、積極的な参加を促している。職員の研修参加に際しての人員調整は、職員相互の協力の下に行われ、受講後は受講者が講師となって園内研修を実施するなど、園全体で職員一人ひとりの教育・研修の機会確保に取り組んでいる。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市を窓口として、毎年実習生の受け入れを行っている。「実習生の受け入れのためのマニュアル」に則って「日常の保育を見てもらい保育士を目指してもらおう」ことを目的に、実習生本人や養成校のニーズに沿った実習ができるよう取り組んでいる。指導する職員へは事前に実習内容や注意事項の確認を行い、本人に確認した上で実習風景を動画撮影し、自身の振り返り・反省に活用している。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市役所に設置したリーフレットにより、保育理念・保育方針・保育内容などを公表している。寄せられた苦情・相談に対しては、「対応マニュアル」により適切な対応ができる体制が整っている。園内には苦情申出者に配慮した場所に意見箱が設置されているが、意見・苦情が投函されたことがない。意見箱の利用状況を公表するなど、意見箱にも関心を持ってもらう工夫が望まれる。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の「文書取り扱い事務」や「予算執行マニュアル」に則り、適正な事務処理が行われている。毎年、事務や経理は市の監査を受け、保育については指導保育士の巡回による指導も受けている。数年単位で県の監査もあり、指摘事項があれば改善している。購買など取引業者は市が選定し、発注に偏りがないように適正な取引が継続できる仕組みがある。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① a ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      地場産業である養鰻業者の協力があり、うなぎとふれ合うことで地元の産業を知ったり、近隣の高齢者施設と交流する等、地域資源を活用した地域交流に取り組んでいる。津波災害計画区域にあり、隣接した小学校と合同避難訓練も毎年実施している。行事計画には、地域住民との餅つきや門松づくりなどの地域に根付いた活動を盛り込み、「地域で子どもを育てる環境」が整えられている。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      「ボランティアの受け入れについてのマニュアル」に則り、人形劇や音楽コンサートなどのボランティアを受け入れている。小学校との合同避難訓練などの行事交流や中学校の職場体験受入れなど、継続的な協力体制が取られている。ボランティア受け入れは、保育補助だけではなく園の施設整備なども想定されるため、ボランティア受け入れの必要性も含め検討・実施していくことが望まれる。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① a ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      園として必要な社会資源は一覧表化し、職員が明確に認識できるようにしている。現在対象者はいないが、要保護児童・家庭支援が必要な子どもがいた場合には、「対応マニュアル」に則って関係機関との連携も図れる体制となっている。発達の気になる子どもなどは関係機関から情報提供を受け、職員間で情報共有して適切に対応できる体制を構築している。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a ・ ① b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      園長は小学校関係者評価委員や中学校地区交通安全推進協議会など、地域の会議に参加している。そこで園の活動を情報発信し、参加委員との交流の中で福祉ニーズの収集・把握に努めている。福祉ニーズの把握に際しては、市の担当者や学校関係者、卒園・在園の保護者の他、地域の自治会や民生委員など多様な情報収集のチャンネルが必要となる。定期的な情報交換のためのすそ野を広げられたい。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	② a ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      早朝・延長保育、園庭開放、一時保育や子育て支援事業「コロコロ」など、年度計画に沿って活動し、子育ての悩みごとや相談などにも応じている。AEDが設置されており、地域にも周知して地域貢献にも努めている。隣接の小学校とは災害時対応として合同避難訓練の他、備蓄品の分散保管協力などの連携した体制が取られている。</p>			



評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      年3回、セルフチェックの勉強会を行い、子どもの人権や子どもを尊重することを具体的に学びあう機会としている。また、職員の考えを押し付けたりしないように配慮し、子どもの意見を尊重する保育に心掛けている。保育理念、保育方針は事務室に掲示し、常に意識できるようにしている。</p>			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      「プライバシー保護規程」を職員間で読み合わせ、全員が周知・理解できるようにしている。読み合わせをする中で、実践場面で大切なことを話し合って付け加えた。今後も、マニュアル等を見直す機会を通して、園の実情に合ったものにしていくことに期待する。保護者へは、「入園のしおり」にプライバシー保護について明記して知らせている。</p>			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ① ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      園を紹介するリーフレットは、園長が全職員の意見を取り入れて作成している。写真が多く取り入れられており、保育内容が分かりやすく作成されている。リーフレットは、市役所に設置したり見学者に渡したりしている。今後は、広く情報が発信できるように、設置する場所を工夫されたい。</p>			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ① ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      入園説明会にて、園長がパワーポイントを使って保育内容について説明している。説明後、保護者から同意書を得ている。特に支援の必要な家庭については、その保護者に応じた支援を行っている。対象となるケースが専門的かつ多岐にわたることから、対応するためのルールが明文化されていない。共通する部分についての最低限のルール化・明文化を期待したい。</p>			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ① ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      保育園を転園する際は、市で定められた書類を使用して引継ぎをしている。転園後や卒園後も継続して相談を受けられることはリーフレットに明記してあるが、相談窓口や相談方法等について知らせるための案内文書を作成し、転園や卒園時に改めて保護者に配付することが望ましい。</p>			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      保護者との懇談会の計画は年1回であるが、希望者にはそれ以外でも懇談会を行っている。保護者からの相談や要望は園長や主査に報告し、必要に応じて園全体で共有している。コロナ下、保護者からの要望で、園での様子を写真で知らせる等の改善を行っている。</p>			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      「苦情対応マニュアル」が整備され、職員間で年1回読み合わせを行って周知・共有している。苦情があった場合は、報告書を作成し、職員に周知できるように朝礼・夕礼で伝達し、書面回覧もしている。苦情について、他の保護者へのフィードバックは、内容や苦情申出の保護者に確認の上で行っている。</p>			

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 保護者が相談しやすい環境づくりのひとつとして、園長・主査の顔写真入りの相談窓口案内を掲示している。「入園のしおり」にも、複数の相談しやすい相手（職員等）が選べるように記載してある。相談に使用する部屋は、プライバシー確保ができる場所をその都度選んで相談を受けている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 「相談対応マニュアル」があり、職員周知を行っている。「育児月報」に相談内容が記され、対応したことも記録されている。「育児月報」の内容が職員に周知できるよう、適時に回覧されている。また、市役所へは、毎月状況報告を行っている。アンケート調査は、行事のみに留まっている。保育全体を包括したアンケートを実施し、広く保護者意見を収集する工夫をされたい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 3歳未満児担当職員と幼児担当職員とで構成されるヒヤリハット委員会がある。ヒヤリハットマップを作成し、全職員が分かるように掲示している。また、点検や日常保育の中で気づいた、危険と思われる箇所の修繕を行っている。事故発生時の対応マニュアルや手順書の見直し、読み合わせを年1回行っている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 新型コロナウイルス感染症の予防対策として、「健康チェック表」をすべての子どもが提出している。市役所からの「コロナ対応マニュアル」以外に、職員間で話し合って必要事項を付加した。保護者へは、子どもの手洗いの様子や食事風景を写真で知らせ、コロナ対策の啓蒙をしている。嘔吐時の処理方法も訓練している。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 海拔0・6メートルの立地条件である。津波発生時には、隣接する小学校の3階まで避難する訓練が行われている。保護者へは、「入園のしおり」にて災害時の対応・対策を知らせている。飲食料等の備蓄については、配膳室と隣接する小学校にて分散備蓄している。自治会によるBCP（事業継続計画）に関する訓練に参加している。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 標準的な保育の実施方法は文書化されている。園長・主査が保育実践の中で確認したり、園内研究にて子どもの姿を話し合う機会に実施方法の確認をしている。今後は、園内で実施方法の研修を実施したり、意見交換等を記録して、改善や課題を見出す機会を検討されたい。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 標準的な実施方法に関する職員意見を主任リーダー会にて話し合い、見直しの機会としている。年間計画に標準的な実施方法が反映されているか、幼児担当者会議にて確認している。引き続き、乳児保育についても、標準的な実施方法の具体的な手順書の作成に取り組んでいる。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 定められた面接用紙にてアセスメントを行い、入園前に面接を行ったり個人懇談会にて保護者の要望を把握する機会をもっている。気になる子どもに関しては、巡回指導の心理士や保健師との協議などで支援について話し合う機会がある。今後は、面談等で得た保護者のニーズを分析し、個別の指導計画に反映することを期待する。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 指導計画については、月に1度話し合いを持っている。「園だより」で月のねらいを保護者に知らせ、保育についての理解を得るようにしている。個別に支援が必要な子どもや気になる子どもは指導案の裏面に記録し、子どもの支援方法について職員間で周知できるようにしている。その際には、巡回指導の心理士や保健師の意見を参考にしている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 3歳未満児は年3回、3歳以上児は年1回、「保育の記録」を記載している。記入の仕方についての手順書や留意点が整備され、職員全員に配付されている。年度初めに手順書等についての話し合いを持ち、職員周知を図っている。子どもの情緒面や保護者の様子等も必要に応じて記録し、職員周知するための話し合いを持っている。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 子どもに関する記録や個人情報を含んだ書類は、施錠できる書庫に収められており、鍵は園長が管理している。また、電子データを使用する際には、園長の決済を得ることが必要である。「個人情報保護規程」が「倫理要綱」に記され、職員に周知されている。</p>		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育の全体的な計画」は、年2回見直しをしている。0歳児保育は一時預かりのみであるが、「保育の全体的な計画」に編成されている。改善されたことは記号のみであるが、「見直しの機会」の意義や目的を職員が周知・理解し、保育目標や保育方針の浸透にも繋がっている。今後も職員全体で見直しを行い、保育理念の確認・保育内容の継続的な改善を期待する。</p>			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>玄関ホールに、季節が感じられる自然物を飾ったりメダカを飼育する等、環境づくりを行っている。各保育室には絨毯のコーナーがあり、ホッとできる空間である。新型コロナウイルス感染症の飛沫防止対策として空気清浄機や加湿器等を備え、安心安全に配慮している。年少の子どもトイレにはキャラクターのシールを貼り、子どもが進んでトイレに行くような工夫がある。</p>			
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの気持ちに寄り添い、優しい口調で言葉掛けをしている。「そうなんだね」と、まずは子どもの気持ちを受け止め、状況判断をして子どもが納得できるように支援している。職員会議にて、子どもの姿を話し合う際にも子どもへの言葉掛けについて話し合う機会がある。</p>			
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保健の計画を月案に反映させている。個別に必要な支援は個別指導計画に記載し、生活習慣が無理なく身につくように支援している。乳児クラスでは、排泄の際に自分で着脱しやすいようにベンチが置いてある。「連絡ノート」を活用して保護者との連絡を密にし、家庭においても基本的な生活習慣が無理なく、その子にあった状態で身につくように支援している。</p>			
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>3歳児の各クラスに、コーナー遊びが出来る環境を設定している。4・5歳児は、年齢毎にコーナー遊びを設定している。戸外遊びや散歩で自然に触れ、子どもが見つけた自然物を入れる宝箱がある。宝物を家庭へ持ち帰ることで、園での様子が伝わっている。地域の警察署との年間3回の交流から交通ルールを理解し、地域の養鰻業者との交流からは、地域の産業について学んでいる。</p>			
A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>0歳児保育は一時預かりのみである。しかし、「保育の全体的な計画」や指導案等を立案して取り組んでいる。</p>			
A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>戸外遊びや散歩に出掛け、探索活動を楽しんでいる。「お散歩マップ」があり、事前に危険箇所を把握して安全を心掛けている。散歩の目的等が散歩の記録に記載されている。手作り玩具を職員間で話し合って作成し、子どもの発達や興味のあるものを準備している。ペットボトルを使い、色々な素材による音の違いを楽しんでいる。</p>			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          子どもが主体的に遊べるように、各年齢に合ったコーナーを設置している。5歳児については、運動会でのリレーやグループ活動を通して協同的な遊びができるようにしている。就学先の小学校や地域の方を運動会に招待し、子どもの様子を伝える機会としている。今後は、協同的な遊びの経過を伝える工夫を検討されたい。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          保護者との懇談会を通じて、子どもそれぞれに合った支援ができるようにしている。個別指導計画を立案する際は、担任と支援保育士とが連携をとっている。また、巡回指導の心理士や保健師の助言が園全体で共有できるように、職員間で話し合いをしている。障害のある子どもの保育に関する情報（障害の知識、障害保育の方針等）を、他の保護者に伝える方法を検討されたい。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          デイリープログラムに、長時間保育の内容も記載されている。長時間保育は、各担任が交代で保育することになっている。子どもの様子は、引継ぎ書とともに担任が把握していることで、保護者への連絡も確実に行われている。市の基本的な方針として、18時30分までの保育にはおやつを提供していない。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          小学校との交流についての年間計画があり、1ヶ月に1回の頻度で交流を行っている。マラソン大会や縄跳び大会の見学等、就学への期待や見通しがもてるようになってきている。今後は、年間計画の見直しをする中で、保育園職員と学校教諭との合同研修を検討されたい。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          「健康管理マニュアル」があり、年2回読み合わせをして見直しを行っている。3歳未満児クラスでは、SIDS（乳幼児突然死症候群）対策として、午睡時の呼吸チェックを行って記録している。クラスにポスターを掲示し、保護者へSIDSの啓蒙を行うとともに職員の知識を高めている。朝礼・夕礼、ミーティング等で、子どもの体調やケガについても周知している。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          健康診断、尿検査、歯科健診を行い、定められた用紙に記録を残している。健診後には、確実に保護者へ結果を知らせている。今後は、健診結果から、保育計画に反映させることを検討されたい。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          「アレルギーマニュアル」に沿って、アレルギー児への対応を行っている。複数の職員によるチェックをはじめ、食器の色別化、机を別にする等、誤配、誤食の防止に心掛けている。園内でエピペン研修を行い、職員のアレルギーに対する知識を深める機会としている。今後は、エピペン研修に留まらず、アレルギーや慢性疾患等の知識を高める研修を検討されたい。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          市全体で、子どもが「食」への興味を持てるように、年長児が「食育チャレンジ表」の取組みを行っている。家庭と連携して行うことで、保護者への啓蒙ができていく。食育計画があり、月の指導計画に反映させている。夏野菜を中心に野菜づくりを行い、家庭へ持ち帰ることもある。親子で調理をする機会を提供し、家庭内の会話の話題ともなっている。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> センター給食のため、給食の自園調理はない。一方、おやつに使う食材に触れる機会があり、「食」への関心を高めている。給食の嗜好を記録し、市の栄養士に意見を届けている。調理員は、アレルギー児を中心に配膳の様子を見守っている。今後は、調理員や栄養士が子どもと一緒に食事をする機会を持つことを期待したい。		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 3歳未満児は毎日の「連絡ノート」で、3歳以上児は毎月「お便り帳」で、個別に子どもの様子を保護者に知らせている。全体には、「クラスだより」を月1回程度写真入りで発行している。保護者からの情報で、記録に残すことが必要な場合は、「保育の記録」の備考欄に記載している。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 夕礼・朝礼にて子どもの様子や保護者からの意見・要望を職員全員が周知し、保護者に声をかけている。また、子どものエピソードを知らせ、園での様子を伝えるようにしている。保護者の希望に合わせて相談を受け付けているが、保護者アンケートの中に、「担任保育士と直接話したい」との要望があった。園全体の問題として対応されたい。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 「虐待対応マニュアル」を年2回読み合わせ、職員周知を図っている。「これって虐待」という冊子を基に、園に外部講師を招聘して研修を受けている。「重要事項説明書」に虐待防止のための措置が明記されており、保護者にも周知が図られている。子どもの表情や様子、服装、身体の傷やあざ等の視診は目視で行い、必要に応じて丁寧に確認をしている。		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 年3回自己チェックを行っている。人事考課については、園長と面談をして自分の目標について話し合っている。今後は、自己チェックから職員個々の課題を抽出するに留まらず、集計・分析して園全体の自己チェックとし、保育実践の改善に繋がるよう工夫されたい。		